

令和5年度 女性団体・グループとの協働事業実施要綱

1 趣 旨

男女が共に協力し豊かさを実感できる社会づくりを目指すために、広く女性の意見を反映し、その多様な能力を生かして、女性の主体的な活動をより効果的に推進するため、女性団体・グループから協働活動の事業提案を募集し、事業に要する経費を負担する。

2 募集する事業

A. 女性に関する情報収集・提供事業

女性に関する情報の収集・提供を通じ女性の主体的学習や社会参画を支援するもので、以下の内容を含むもの

- ・図書・情報資料などに関連した講座の開催（講演会・読書会・DVD上映会など）
- ・新聞記事等の女性関連情報の収集・提供
- ・(公財)いしかわ女性基金所蔵の女性関連情報資料の整理・提供
- ・その他女性関連情報の利用促進に資すること

B. 女性のためのパソコン初級講座事業

女性を対象としたパソコン初級講座で、女性の主体的学習や社会参画に資するもの。

(例) パソコン操作の初心者を対象に、インターネットや電子メール、ワープロソフト (Microsoft Word) などの操作方法を学ぶ講座を開催

※事業の実施にあたっては、「協働事業実施にあたっての注意事項」を遵守すること。

<対象外とする事業>

- ・営利を目的とする事業
- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・国又は他の地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成を受けている事業

3 応募資格

石川県内を活動の拠点としている5人以上のグループで次の要件をすべて満たすもの

- (1) グループの構成員のうち、女性が1/2以上であり、かつ、女性がグループの中心として主体的に活動していること。
- (2) グループ構成員のうち、協働事業の実施に係る者について、上記(1)の要件を満たすこと。
- (3) 組織の運営に関する規則(規約、会則等)があること。
- (4) 原則として、1年以上継続して活動していること。
- (5) 政治、宗教及び営利を目的としないこと。
- (6) 企画・実施・事業完了後の実施報告まで責任をもって遂行できること。
- (7) 事業実施に一定の活動実績があり、財政や組織に関し責任者が明確であること。

<対象外とするグループ>

法人組織、公的機関、公的な協議会等

(ただし、NPO法人及びこれに準じたグループを除く。)

4 協働の内容

- (1) 事業は、協働事業実施グループ(以下「実施グループという。」と(公財)いしかわ女性基金(以下「基金」という。)の共催とする。
- (2) 実施グループは事業の企画、運営、広報を行うものとする。

(3) 基金は、実施グループに対し、次に掲げる協力を行う。

- ・事業費負担金の支払い
- ・広報の協力（基金ホームページへの掲載、チラシの配布協力など）
- ・その他基金が必要と認める事項

5 負担限度額及び募集件数

(1) 基金は以下の金額を限度に、事業実施に要する経費を負担するものとする。

A. 女性に関する情報収集・提供事業 30万円（1件程度）

B. 女性のためのパソコン初級講座事業 15万円（1件程度）

なお、事業費負担金の増額変更は原則として認めないものとする。また、各費目における増額限度額は当初支出予定額の20%相当額とし、これを超える支出についても原則認めないものとする。

(2) 支払いの対象は、以下の要件を満たすものとする。

- ・原則として別紙「**事業費負担金対象経費**」に掲げるもので、**事業実施に係るものであることが明確であるもの**（グループの運営経費や協働事業として認めた事業以外に係る経費は対象外とする）。
- ・**事業実施期間として決定された期間内に支出したもの。**

6 事業実施期間

A. 女性に関する情報収集・提供事業

令和5年4月6日（木）から令和6年3月29日（金）

B. 女性のためのパソコン初級講座事業

令和5年6月1日（木）から令和5年12月28日（木）の間で実施事業に応じ定める期間

7 申込方法

下記の書類を持参又は郵送にて提出するものとする。

- ・応募申込書（様式1）
- ・グループの概要（様式2）

※グループの規約・会則等、グループ名簿及び協働事業関係者名簿、グループの概要やこれまでの活動内容がわかる資料を添付すること（ただし、規約等からグループが応募要件の（1）を満たすことが明らかである場合、グループ名簿の添付は省略できるものとする）。

- ・協働事業計画書（様式3）
- ・年間事業計画書（様式4）
- ・事業費見積書（様式5）

8 申込書等提出期限

A. 女性に関する情報収集・提供事業

令和5年3月31日（金）（必着）

B. 女性のためのパソコン初級講座事業

令和5年5月17日（水）（必着）

9 実施グループの決定

書類選考により実施グループを決定し、申込グループへ結果を通知するものとする。

1 0 事業実施報告

実施グループは、事業実施終了後2週間以内（ただし、「A. 女性に関する情報収集・提供事業」については、令和6年3月29日（金）まで）に、「事業実施報告書」（様式6）及び「事業費精算書」（様式7）を提出するものとする。

基金は、事業実施報告に基づき事業費負担金の確定通知書を申請者に交付する。

1 1 事業費負担金の支払い

(1) 実施グループは、事業費負担金の確定通知を受けた後、「負担金精算請求書」（様式8）を提出するものとする。

(2) 実施グループが概算払いを必要とする場合、実施決定通知後、「負担金概算払請求書」（様式9）の提出により、支払予定額の80%以内で概算払いを請求できるものとする。

(3) 実施グループは、事業費精算額が支払予定額の20%を超えて異なることが見込まれる場合、基金に速やかに申し出のうえ、協議すること。

(4) 事業費負担金は、「負担金精算請求書」（様式8）（概算払いを請求する場合には「負担金概算払請求書」（様式9））を受理した日から30日以内に支払うものとする。

1 2 その他

(1) 実施グループが行う事業が、当初の企画内容を変更し本事業の趣旨にそぐわないものとなった場合もしくは、実施グループが本要綱及び注意事項に定める内容に従わない場合、基金は協働事業の決定を取消し協働事業に要した経費を支払わないものとする。

[申し込み・問い合わせ先]

〒920-0861 金沢市三社町1-44 (公財)いしかわ女性基金

TEL 076 (234) 1112 / FAX 076 (234) 1130